



生駒市民生委員協力員制度を開始しました

担い手不足などの課題を抱える民生委員・児童委員の負担軽減を図ります

民生委員・児童委員（以下、「民生委員」）の負担の軽減や担い手不足の解消を図るため、民生委員活動のサポートを行う「生駒市民生委員協力員」制度を、令和 6 年 8 月から導入します。

民生委員は、地域住民の身近な相談役として、地域の見守りや関係機関への橋渡しなど、地域福祉の担い手としてさまざまな活動を行っています。しかし近年では、少子・超高齢化の進展や核家族化、一人暮らし高齢者の増加、地域課題の複雑化・複合化などにより、民生委員の重要性は増加。一方で負担の増加や担い手不足の問題が生じているため、同制度を導入するものです。

■活動の内容

- (1) 民生委員の見守り活動の補佐・協力
- (2) 資料配布の補佐・協力
- (3) 活動報告の作成

詳しくは、市ホームページから▶



■制度の概要

同制度は、民生委員の負担の軽減を図ることを主な目的として、民生委員協力員を設置できる制度です。活動にあたっては、市が委嘱時に発行する「生駒市民生委員協力員証」を携帯して行います。

◇活動までの流れ

- ・民生委員が協力員候補者を選び、地区民生委員・児童委員協議会会長に設置を要請
- ・地区民児協会会長が必要性・適格性を判断し、民生委員・児童委員連合会役員会で協議
- ・市長に推薦し、市長が委嘱

※活動任期は原則 1 年で、活動があった月に 1,200 円の活動費が支給されます。

■本市の民生委員の現状

定数 175 人（奈良県民生委員定数規則）に対して、170 人を選任、5 人が未選任となっています。

この件に関する報道関係からのお問い合わせ

奈良県生駒市福祉政策課（課長 上野） ☎0743-74-1111(内線 7200)